

平成28年9月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目 次

I 提 出 予 定 案 件

1 一般会計予算	-----	1
(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総括表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	2
危機管理政策課	-----	2
とくしまゼロ作戦課	-----	3
消費者行政推進課	-----	4
(2) 債務負担行為	-----	5
2 その他の議案等	-----	6
(1) 条例案	-----	6

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一 般 財 源
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県 債	
危機管理政策課	1,346,306	11,077	1,357,383	(5,146) 5,146			69	3,300	(2,000) 2,000	(3,931) 1,346,868	
とくしまゼロ 作 戦 課	684,107	713,241	1,397,348	27,500			(737) 18,567	540	(10,300) 352,071	(702,204) 998,670	
消 防 保 安 課	2,346,557	0	2,346,557	2,500		20,477			162,000	2,137,000	24,580
生 活 安 全 課	249,180	0	249,180	73,423		6,274	51	1,250	57,094		111,088
消 費 者 行 政 推 進 課	18,000	5,000	23,000								(5,000) 23,000
安 全 衛 生 課	718,444	0	718,444	340,305		123,890		4,195	6,200	10,000	233,854
計	5,362,594	729,318	6,091,912	(5,146) 448,874	0	150,641	(737) 18,687	9,285	(12,300) 579,365	2,147,000	(711,135) 2,738,060

注： () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

危機管理政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	69,978		69,978	
企 画 総 務 費	17,305		17,305	
防 災 総 務 費	749,062	11,077	760,139	① 防災対策指導費 (5,931) ア ① 行政BCPパワーアップ事業 2,000 イ 防災総務費 3,931 ② 危機管理対策費 (5,146) ア 国民保護訓練費 5,146
消 防 指 導 費	57,878		57,878	
環 境 衛 生 総 務 費	427,303		427,303	
工 鉱 業 総 務 費	24,780		24,780	
計	1,346,306	11,077	1,357,383	

とくしまゼロ作戦課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
財 政 管 理 費	16,541		16,541	
防 災 総 務 費	608,452	713,241	1,321,693	① 防災対策指導費 (713,241) ア ⑧ 「中央構造線活断層帯」直下型地震・被害想定策定事業 8,000 イ ⑧ 災害時トイレ確保対策事業 2,300 ウ 災害医療推進基金積立金 700,737 エ 防災対策指導事業費 2,204
社会福祉総務費	59,114		59,114	
計	684,107	713,241	1,397,348	

消費者行政推進課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
消費者行政推進費	10,000	5,000	15,000	① 消費者行政推進費 (5,000) ア ② 新次元消費者行政創造拠点推進事業 5,000
企画総務費	8,000		8,000	
計	18,000	5,000	23,000	

(2) 債務負担行為

一般会計

(追加)

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
とくしまゼロ作戦課	中央構造線活断層帯直下型地震・被害想定策定業務委託契約	平成29年度	6,000			6,000	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

（改正の理由）

旅館業法施行令の一部が改正されたことに鑑み、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を緩和する必要がある。

（改正の概要）

- (ア) 簡易宿所営業の玄関帳場等の設置及び一客室の床面積に係る構造設備の基準を緩和することとした。
- (イ) その他所要の改正を行うこととした。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することとした。

